

## 東海大学不動産建設望星会 運営細則

本細則は、東海大学不動産建設望星会会則（以下「本会会則」という）の活動を実施するため、その運営に必要な事項を定める。

（事務局）

第1条 本会会則第7条に基づく事務局を下記場所に置く。  
東京都江戸川区南篠崎町4-27-25 ベル六本木4階

（会費等振込先）

第2条 本会会則第31条規定の入会金及び第32条規定の年会費の振込先を下記口座とする。

金融機関	三菱UFJ銀行 本所支店
口座番号	普通 0040402
名義人	東海大学不動産建設望星会 会計 丹治詳元

（慶弔規定）

第3条 本会会員本人の婚姻及び会員本人または配偶者の死亡の場合、本会より相当額の慶弔金又は生花等を会員又はその遺族に贈呈する。

この規則は2023年6月20日から施行する。